

障害者の住まいの確保について

住宅マスタープランにおける位置づけ

目標 3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定

○施策展開の方向性

- ・住宅セーフティネットの中心的役割を担う都営住宅をはじめとする公共住宅等の積極的な活用に加え、民間賃貸住宅を活用した施策等を実施することにより、住宅の確保に配慮を要する都民の安定した居住の確保を図っていきます。
- ・都営住宅は、現在のストックを最大限に活用し、住宅に困窮する都民に的確に供給することで、住宅セーフティネットの中核としての機能を果たしていきます。
- ・主として中堅所得者向けとしての性格が強かった公社住宅は、今後、住宅確保要配慮者向けとしての性格を重視するとともに、現在のストックを最大限に活用していくことで、重層的な住宅セーフティネット機能の一翼を担っていきます。
- ・東京ささエール住宅は、住宅セーフティネット制度の普及啓発や貸主の不安軽減策等を効果的に実施することで供給を促進していくとともに、より住宅確保要配慮者の居住の安定に資する専用住宅の一層の供給促進に向けて取り組んでいきます。
- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居や生活を支援する居住支援法人、要配慮者への居住支援を担う関係者が集う居住支援協議会などの枠組みを活用した居住支援の取組を促進していきます。

これまでの取組

○公共住宅の的確な供給・有効活用 (都営住宅)

- ・障害者世帯を対象とした入居収入基準や同居親族要件の緩和、優先入居の実施等による入居機会の拡大
- ・室内の手すり等の設置や既存住棟へのエレベーター設置等の推進、建替えを通じたバリアフリー化の推進
- ・建替え等に伴う福祉施設等の整備や、既存都営住宅の住戸を知的障害者のグループホームとして活用

(公社住宅) [実施主体：東京都住宅供給公社]

- ・障害者世帯を対象とした優先入居の実施
- ・既存住棟における手すりの設置、建替えを通じたバリアフリー化の促進

○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット・住宅確保要配慮者の居住支援

- ・東京都居住支援協議会を通じ、区市等による住宅確保要配慮者の入居の相談やあっせん等の取組を支援
- ・障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進や、入居支援、生活支援を行う居住支援法人の指定を推進
- ・区市等と連携し、登録住宅の改修や家賃低廉化等への支援策等を実施
- ・賃貸住宅の貸主の不安軽減に向けた取組の強化

住宅セーフティネット制度のイメージ

